

石狩北部地区消防事務組合監査第4号

令和4年度監査結果に基づく措置通知事項の公表について

石狩北部地区消防事務組合管理者から令和4年度監査結果に基づく措置の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、その通知内容を別紙のとおり公表する。

令和4年9月15日

石狩北部地区消防事務組合  
監査委員 白井 応 隆

石狩北部地区消防事務組合  
監査委員 高橋 孝 志

通知内容の写しは、石狩北部地区消防事務組合総務課に備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出てください。

監査区分	監査対象部局	指摘事項	措置内容
令和4年度 定期監査	消防本部 警防課 (消防担当)	少額執行決議において、 決裁日、発注年月日、完了 月日が印字されている。	石狩北部地区消防事務組合 契約マニュアルに基づき、執行 決議のための起案年月日以外 は、それぞれの事務を執行した 者がその日付を記入すること を課内で再確認した。
令和4年度 定期監査	石狩消防署 警防課 (消防担当)	少額執行決議において、 決裁日、発注年月日、完了 月日が印字されている。	石狩北部地区消防事務組合 契約マニュアルに基づき、執行 決議のための起案年月日以外 は、それぞれの事務を執行した 者がその日付を記入すること を課内で再確認した。